

ゆく年
くる年



12月に入って間もない頃、7人の子持ちのAさんが、夕方暗くなった時間に息子さん（B氏）と一緒に来所されました。「病院の調理師をしている息子B（20）が突然解雇された。使用者に解雇理由を尋ねると『遅刻を何回もするので注意したが、直らない…1ヵ月分の賃金を解雇予告手当として支払うので書類に署名してくれ。』と言う。Bは納得できなかったので断り、お金も受け取らなかつた。どうしたらいいのか相談に乗って欲しい…」との事です。詳しくお聞きしたら幾つかの問題点が分かってきました。
①24年4月に採用されたB氏はすでに試しの使用期間を超えて勤務している
②仕事に慣れるまで朝6時からの早出はできるだけ控えて欲しい旨要望していたが実際は朝5時半までの出勤を求められた
③タイムカード等勤務時間を記録するものがなく
④「お前、肝っ玉が小さいのう！」等と人格否定の暴言を吐かれた
⑤年末の賞与支給日の直前に解雇された…等、解雇の正当性に疑問符が付きます。さらに

新しい年が
安全安心の
穏やかな年に

解雇の手続きも正常ではありません。
⑥就業規則を見せて正当な解雇理由がある旨の説明がなされていない⑦始末書・訓告・出勤停止・減給…といった通常、就規に定めた手順を踏んでいない点です。そこでお話し

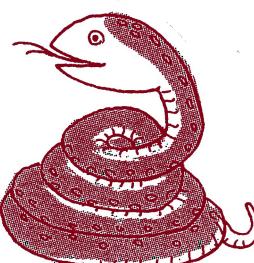
のは、まず労基法22条の解雇理由を明記した『退職

証明書』を使用者である病院から出してもらうよう求め、それを持って労基署に相談に行く事。最高裁判所のHPには「雇用関係のトラブルを解

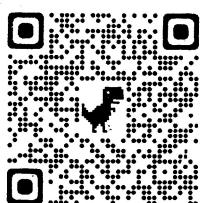
決したい方のために～裁判所の手続～」として④民事調停手続⑤少額訴訟手続⑥民事訴訟手続⑦労働審判手続…の4つが紹介されていますが、

労基署はこの④～⑦や⑧法テラスの活用等を教えてくれるでしょう。現在の人手不足の折、使用者も知っておいた方が良い事柄です。納得のいく解決が望れます。25年が日本も世界も穏やかな年でありますように。

最後にお知らせです。
1月より当方の終業時刻を15分早めて17時15分とします。ご理解を



西馬行政総合
コンサルタント事務所
(渡邊社労士事務所・西馬行政書士事務所)
TEL 0977-23-5463 FAX 0977-24-1806
<FAXは平日と土曜の6:30~20:00受信可能>



ご鄭重な賀状を当事務所へお出し頂いたお客様には、当『豆ニュース』をもちまして、ご返礼の書状に替えさせて頂きます。誠にありがとうございました。25年も宜しくお願ひいたします。